

平成 21 年 7 月 3 日
全国ハイヤー・タクシー連合会

乗務員に係る賃金制度等実態調査結果の概要

(注) 回答事業者は 618 事業者。データは、全て事業者数及び事業者数比率である。

1 月例賃金の構成

固定給のみで構成	固定給と歩合給で構成	歩合給のみで構成	その他
9 (1.5%)	425 (68.8%)	183 (29.6%)	1 (0.2%)

2 固定給である賃金の種類

基本給のみ	基本給及び手当	手当のみ
81 (18.7%)	346 (79.7%)	7 (1.6%)

(注) 回答対象事業者は、上記 1 で「固定給のみで構成」「固定給と歩合給で構成」と回答した 434 事業者

3 1人当たりの基本給の額 (1事業者平均 110,506円)

5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上 20万円未満	20万円以上
25 (5.9%)	99 (23.5%)	265 (62.8%)	33 (7.8%)	0 (0.0%)

(注) 回答対象事業者は、上記 2 で「基本給のみ」「基本給及び手当」と回答した 427 事業者。但し、集計不能が 5 件あったため、422 事業者について集計。

4 基本給の賃金支給総額に占める割合 (平均 53.8%)

30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満
35 (8.3%)	34 (8.1%)	86 (20.4%)	120 (28.4%)	92 (21.8%)	39 (9.2%)

80%以上 90%未満	90%以上
11 (2.6%)	5 (1.2%)

(注) 上記 3 の (注) に同じ

5 1人当たりの固定給の額（1事業者平均 124,432円）

5万円未満	5万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上 20万円未満	20万円以上
17（4.0%）	70（16.3%）	235（54.8%）	101（23.5%）	6（1.4%）

（注）回答対象事業者は、上記2に同じ。但し、集計不能が5件あったため、429事業者について集計。

6 固定給の賃金支給総額に占める割合（平均 60.0%）

30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満
16 （3.7%）	29 （6.8%）	50 （11.7%）	105 （24.5%）	121 （28.2%）	58 （13.5%）

80%以上 90%未満	90%以上
37 （8.6%）	13 （3.0%）

（注）上記5の（注）に同じ

7 「足切り額」の設定状況

設定している	設定していない
428（69.3%）	190（30.7%）

8 営業収入が足切り額以下の場合の賃金計算方法

イ 足切り額以下の場合にはオール歩合給となる	147社（34.3%）
ロ 足切り額以下の場合には固定給のみとなるが、固定給の額に変更はない	106社（24.8%）
ハ 足切り額以下の場合には固定給のみとなり、その額は足切り額以上の場合に比べ低くなる	44社（10.3%）
ニ 適用する歩合率が足切り額以上の場合に比べ低くなる	99社（23.1%）
ホ その他	32社（7.5%）

（注）回答対象事業者は、上記7で「設定している」と回答した428事業者

9 「累進歩合給制」の採用状況

採用している	採用していない
179 (29.4%)	429 (70.6%)

(注) 回答対象事業者は、上記1で「固定給と歩合給で構成」「歩合給のみで構成」と回答した608事業者

10 賞与・一時金制度の有無

有り	無し
456 (73.8%)	162 (26.2%)

11 賞与・一時金に係る累進制採用状況

採用している	採用していない
292 (64.0%)	164 (36.0%)

(注) 回答対象事業者は、上記10で「有り」と回答した456事業者

12 労働者負担制度の採用状況

採用している	採用していない
105 (17.0%)	513 (83.0%)

13 採用されている労働者負担制度の種類及び種類別採用事業者数

イ 無線使用料	17 (16.2%)
ロ ケット・ケーホンのクレジット手数料	70 (66.7%)
ハ 帰路有料道路使用料	18 (17.1%)
ニ カーナビ使用料	7 (6.7%)
ホ 新車・デラックス車使用料	19 (18.1%)
ヘ 洗車機使用料・洗車外注費用	20 (19.0%)
ト その他	8 (7.6%)

(注) 1. 回答対象事業者は、上記12で「採用している」と回答した105事業者
 2. ()の%は、労働者負担制度採用事業者に対する割合を示す。

参考 1

乗務員に係る賃金制度等実態調査実施要領

1. 調査事項

調査事項は次の通りとする。

なお、乗務員によって適用される制度が異なる場合は、最も多くの乗務員に適用される制度について調査することとする。

- ・ 固定給の有無及びその種類並びに乗務員 1 人当たりの固定給の額と当該固定給が賃金支給総額に占める割合
- ・ 足切り制の有無及び足切り額前後の賃金計算方法
- ・ 累進歩合給制度の採用状況
- ・ 賞与・一時金制度の採用状況及びその算定方法
- ・ 労働者負担制度の採用状況及び採用されている労働者負担制度の種類

2. 調査対象及び調査数

①都道府県協会加盟の事業者を対象とする。

②調査数は、各都道府県とも、

- ・ 保有台数 11 両以上 30 両以下
- ・ " 31 両以上 100 両以下
- ・ " 101 両以上 200 両以下
- ・ " 201 両以上 300 両以下
- ・ " 301 両以上

各 5 社とする。

3. 調査対象時期等

制度については本年 4 月 1 日現在の状況を、また、支給額、支給率については本年 3 月に支払われた賃金を対象とする。

4. その他

本調査において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- ・ 固 定 給 時間給や日給、月給、さらには年功手当や通勤手当、家族手当等、営業収入の多寡にかかわらず固定的に一定額として支払われる賃金をいう。
- ・ 基 本 給 労働時間や労働日数、身分等により支払われる賃金をいう。
- ・ 手 当 勤続年数や従事する職務、乗務する回数、事故の有無等、営業収入の多寡にかかわらず、一定の要件を満たした場合に固定的に支払われる賃金をいう。
- ・ 足切り制 乗務員 1 人 1 人が最低限上げるべき営業収入を日、曜日、月等を単

位に設定し、その前後で賃金計算方法や適用する歩合率等を変えることをいう。

- ・ 累進歩合給制度 歩合給の額が営業収入の多寡に応じて非連続的に増減する制度をいい、営収の最も高い者等にのみ支給されるいわゆる「トップ賞」、営収を数階級に区分し、区分した額に達する毎に一定の加算を行ういわゆる「奨励加給」を含む。
- ・ 賞与に係る累進制 営業収入の多寡に応じて支給する額を変える、あるいは、適用する率を変えることをいう。
- ・ 労働者負担制度 無線使用料、チケット・クレジット手数料、AT 車使用料等、利用する機器、運賃の支払い方法、乗車する車種等に着目して乗務員に一定の負担を求める制度をいう。

参考2

地域別・保有車両台数別回答事業者数

	11 両以上 30 両以下	31 両以上 100 両以下	101 両以上 200 両以下	201 両以上 300 両以下	301 両以上	計
北海道	5	4	6	2	3	20
東北	28	27	15	2	0	72
関東	39	36	22	9	9	115
北陸信越	17	19	7	1	1	45
中部	27	19	18	6	7	77
近畿	28	29	14	8	9	88
中国	20	20	12	2	1	55
四国	22	12	3	0	0	37
九州・沖縄	39	40	22	4	4	109
計	225	206	119	34	34	618